

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 検討状況について

2020年10月7日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 詳細設計について②

第2回 料金制度専門会合 事務局提出資料

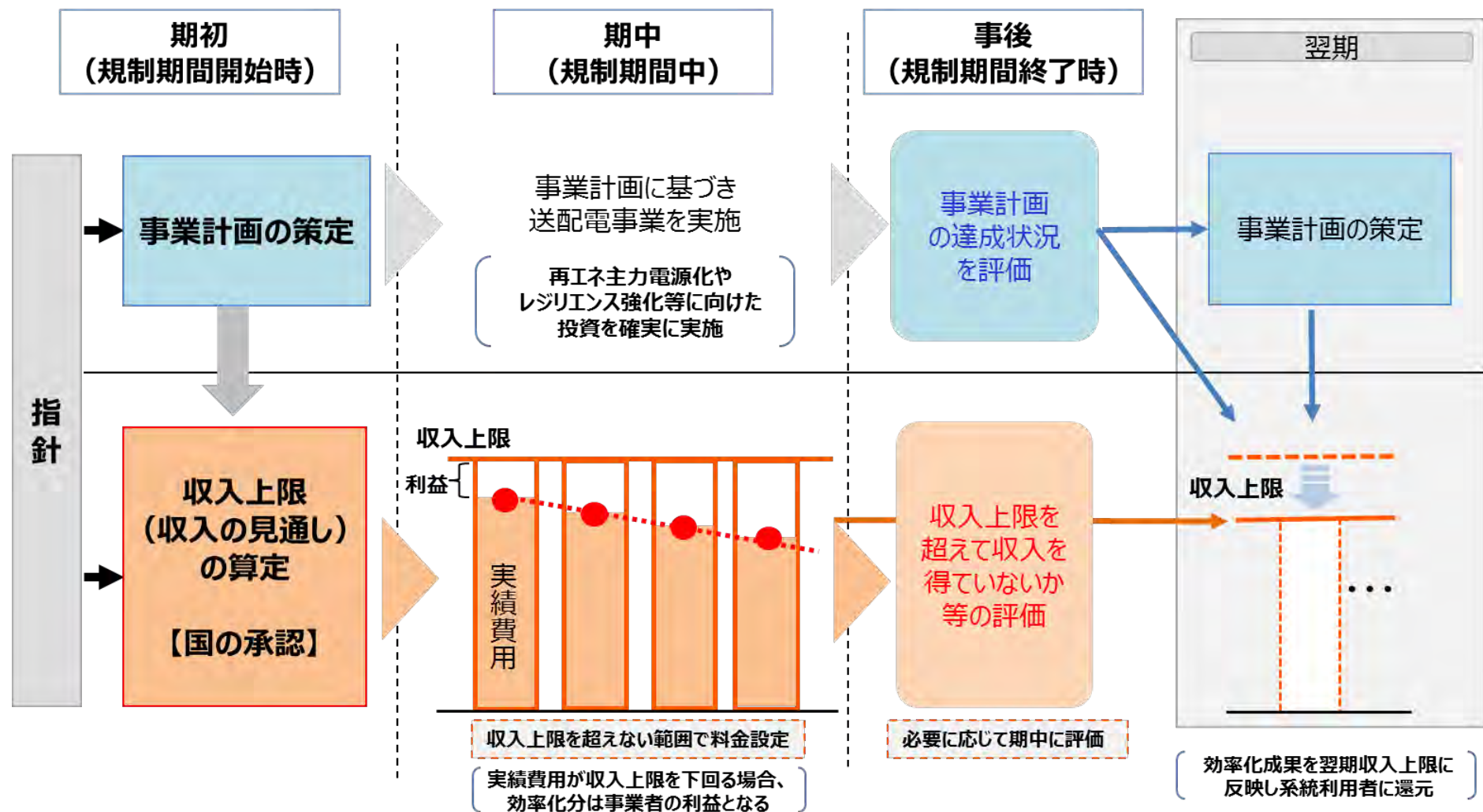
2020年9月14日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(参考) 新しい託送料金制度の全体像

- 新しい託送料金制度（レベニューキャップ制度）では、一般送配電事業者が、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できるとされている。本制度が、一般送配電事業者が、送配電費用を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるようその詳細を設計していく必要がある。



(参考) 第1回料金制度専門会合の議論の振り返り

- 第1回料金制度専門会合でいただいた主なご意見は以下の通り。

達成すべき目標 (行動目標・成果目標)

- ✓ 例として挙がっている項目はいずれも投資が必要であり、コスト増加につながる項目。こういった項目を目標として設定することはどの場で決めるのか。(川合委員)
- ✓ かなり制度設計が難しい項目もある。例えば停電。大半の停電が災害によって起きるが、当然災害が多い場所と少ない場所で違いが発生する。また、停電が多いからといって直ちに送配電事業のパフォーマンスが悪いといっているのかどうか。加えて、災害時に迅速に対応した結果として、停電時間が短かったという評価の観点もある。そうなるなら災害時の停電は除くべきかどうか、これも論点になると思う。この辺りは今後精査していく必要がある。(松村委員)
- ✓ 目標設定について。送配電事業者としての仕事がきちんとできているかを評価するのが大事。加えて、送配電事業者としての中立的な行動が遵守されているかも確認が必要。例えば、情報管理も大事な役割。送配電事業者しか知り得ない情報が、小売部門に漏れている場合にはペナルティを課するという考えもある。(圓尾委員)
- ✓ 目標設定について。他の場所で審議、議論されている話もある。既存指標やエネ庁での議論と整合させないと、錯綜するリスクがあると危惧している。検討次第では別の議論にも影響する懸念があるため、これまで積み上げてきた議論が無視されることの無いよう、お願いしたい。(都築オブザーバー)

目標の達成状況 に関する評価

- ✓ パフォーマンスを評価するときに、これまではヤードスティック手法を使って、相対的に評価してきた。今後は、同じくヤードスティック手法でいいのかどうか、相当に慎重に議論していく必要がある。先進事例の共有が難しくならないかという懸念もあり、その点も考えながら、今後議論できればと思う。(松村委員)

収入上限の 算定方法

- ✓ 調整力費用が外生的な費用として整理されているが、制御不能な費用という位置付けなのか。一般送配電事業者が運用改善によって再エネの発電量予測誤差を小さくすれば、必要な調整力を減らすこともできるため、制御可能な費用では無いかと思う。(岩船委員)
- ✓ 外生的かどうかという整理に加えて、収入上限へそれをどう反映するかは色んなやり方がある。外生性の濃淡に応じて、期中に自動調整、翌期に自動調整、翌期に査定をした上で調整等、方法も複数考えられるため、今後、具体的に考えていく。(松村委員)

(参考) 第1回料金制度専門会合の議論の振り返り

- 第1回料金制度専門会合でいただいた主なご意見は以下の通り。

実績収入と 収入上限の乖離

- ✓ 需要の変動には、猛暑や冷夏による要因と、もっと大きな構造的な要因とが考えられる。どちらに要因を主眼に置いて調整を行うのかを、十分考えるべき。調整のタイミングとして、期中か翌期を考えるにあたり、どういうリスクが重要なのか。(松村委員)
- ✓ 細かい需要変動をすべて調整するのではなく、バンド幅を決めるのも一案。外生的な費用の議論でも同様。外生的な環境変化があるのはビジネスリスクとしては当然。すべての外生要因を調整するというよりは、一定のレベルを超えたものだけを調整するほうがいいのではないか。(圓尾委員)

利益(損失) の取扱い

- ✓ 規制期間内では、コスト効率化の成果が事業者の利益となるのは既定路線と思う。翌期以降には、その利益を一部還元と一部留保という論点が出てくる。消費者の観点からすると出来るだけ多く還元というが、多く還元すると事業者の効率化インセンティブが下がり、長期的な効率化が進まず、消費者の利益を損なう可能性がある。規制期間中に利益を確保できることが十分なインセンティブかどうかを踏まえて、配分割合はよく考えて欲しい。かなりの程度、事業者に利益を留保しないと、効率化インセンティブが過小になる。もし、消費者の利益を考えるのならば、効率化係数をきちんと設定する方が重要。(松村委員)
- ✓ 規制期間の中で効率化によって得た利益は、事業者の利益として留保すべき。翌期には、効率化後の数値を前提に、収入上限を設定するのが理想だとは思う。ただ、例えば規制期間の最終年度に効率化を進めた場合に、1年間しかその成果を留保できないとなると、効率化インセンティブが働かないと懸念。効率化成果のシェアだけでなく、送配電事業者が一定期間の成果を享受できるという期間の概念を入れることも重要。(圓尾委員)

料金算定方法

- ✓ 電圧別の配賦について。現在は、具体的にフォーミュラが決まっているがこれを今後、続けていくのかは大きな論点。フォーミュラを国が決めるのか、事業者が申請して国が審査するのか、あるいは事業者裁量を認めるのか。(松村委員)

本日も議論いただきたい点

- 本日は、以下の論点を中心にご議論いただきたい。

1 指針
✓ 指針の基本構成

2 達成すべき目標
(成果目標・行動目標)
✓ 成果目標、行動目標を設定すべき目標分野、目標分野の方向性
✓ 成果目標、行動目標の定義、目標分野における具体的な項目

…論点1

3 事業計画
✓ 事業計画の内容

4 収入上限の
算定方法
✓ 事業計画の実施に必要な費用の見積もり方法

5 目標の達成状況
に関する評価
✓ 目標項目における達成基準
✓ 目標項目における達成に対するインセンティブ

6 実績収入と
収入上限の乖離
✓ 実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱い

…論点3

7 利益（損失）
の取扱い
✓ 利益（損失）の取扱い

8 料金算定
✓ 料金算定に係るルール（期初における託送料金の算定について）

…論点2